③資金調達額合計（①＋②）						
自己資金						
借入金						
補助金等						
その他						

（注）1　新品種育成事業ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
2　借入金・補助金等については、福島復興再生計画申請時点における予定を記載すること。
3　借入金・補助金等については、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書で記載すること。

（森林法施行規則の一部改正）

第二条　森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 1～5　（略） 6　第七十八条第一項及び第二項の規定によるほか、法第四十一条第一項に規定する国が保安施設事業を行う必要があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。 一　（略） 二　福島県知事から要請があり、かつ、国が、福島県における保安施設事業の実施体制その他の地域の実情を勘案して、次のイ又はロに掲げる区域の復興及び再生のため、当該イ又はロに定める計画に基づく保安施設事業（前号に該当するものを除く。）を特に行う必要があると判断したとき。 イ　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第五号に規定する避難解除等区域　同法第八条第一項に規定する認定福島復興再生計画（同法第七条第三項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。） ロ　（略）	**附　則** 1～5　（略） 6　第七十八条第一項及び第二項の規定によるほか、法第四十一条第一項に規定する国が保安施設事業を行う必要があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。 一　（略） 二　福島県知事から要請があり、かつ、国が、福島県における保安施設事業の実施体制その他の地域の実情を勘案して、次のイ又はロに掲げる区域の復興及び再生のため、当該イ又はロに定める計画に基づく保安施設事業（前号に該当するものを除く。）を特に行う必要があると判断したとき。 イ　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第五号に規定する避難解除等区域　同法第七条第一項に規定する避難解除等区域復興再生計画（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。） ロ　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（森林法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　復興庁設置法等の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた避難解除等区域復興再生計画に基づく保安施設事業については、なお従前の例により国が行う必要があると認めることができる。

③資金調達額合計（①＋②）						
自己資金						
借入金						
補助金等						
その他						

（注）1　新品種育成事業ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
2　借入金・補助金等については、産業復興再生計画申請時点における予定を記載すること。
3　借入金・補助金等については、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書で記載すること。